

# 令和5年度 (2023年度) 市民税・府民税の納税通知書について

令和5年度市民税・府民税納税通知書をお送りします。

本書には制度や計算方法などを記載していますので、併せてご確認ください。

## 今年度の主な変更点

### ○住宅借入金等特別控除の期限延長や控除限度額の見直しなど

- 令和7年12月末までの入居者が対象
- 令和4年1月以降に入居する場合の市・府民税の控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の5%（限度額97,500円）に引き下げ（現行は7%（限度額136,500円））
- ※令和4年中入居で、一定期間に契約し消費税率10%で取得した場合は、現行の控除限度額を適用

### ○セルフメディケーション税制の対象医薬品の重点化や期限延長（令和8年12月末まで）

### ○民法改正に伴う未成年者の扱いの変更

前年の合計所得金額135万円以下の場合に適用される未成年者の非課税措置において、未成年者として扱う年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げ

### ○納付書へのeL-QR（地方税統一QRコード）の印字による、クレジットカードなどの納付方法の追加（裏面参照）

## ○公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について

### 対象となる人

地方税法第321条の7の2の規定により、(1)～(3)の条件全てに該当する人は公的年金からの特別徴収が義務付けられています。

- (1)令和5年4月1日現在65歳以上で、老齢基礎年金を受給している人
- (2)老齢基礎年金等が年間18万円以上で、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた額が、市・府民税の額より大きい人
- (3)介護保険料の特別徴収対象である人

### 対象となる税額

公的年金等の所得に対する市・府民税のみが特別徴収の対象です。介護保険料が特別徴収されている公的年金等から特別徴収されます。

### 特別徴収の方法

○今年度から特別徴収が開始される人（前年度特別徴収が停止になった人を含む）

第1期（6月）と第2期（8月）は、納付書等で納めていただきます。

【例】公的年金等に係る年税額が60,000円の場合

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）		特別徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
年税額の半分30,000円を		年税額の半分30,000円を			
2回に分けて納付書等で納付		3回に分けて年金から引き落とし			

### ○前年度から特別徴収（引き落とし）が継続される人

【例】前年度の年税額（年金所得分）が60,000円であったが、今年度90,000円になった場合

徴収方法	仮徴収（公的年金から引き落とし）		本徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円
前年度の年税額の2分の1に相当する		年税額から仮徴収額30,000円を差し引いた			
30,000円を3回に分けて引き落とし		60,000円を3回に分けて引き落とし			

## ○税額の計算

$$\text{市・府民税額 (年税額)} = \text{均等割額 (5,300円)} + \text{所得割額} \\ (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額}^*$$

※税額控除には、配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などがあります。

## ◎市・府民税が課税される人

- 令和5年1月1日現在、池田市内に住所がある人
- 令和5年1月1日現在、池田市内に事務所・事業所・家屋敷がある人（均等割のみ課税）

※令和5年1月2日以降に池田市外に転出された場合、令和5年度の市・府民税は池田市に納付していただきます。転出先の市区町村では、令和5年度の市・府民税は課税されません。

※令和5年1月1日時点でご存命の人は、令和5年度の市・府民税が課税されます。1月2日以降にお亡くなりになつた場合、相続人が納税義務を承継するため、その人に納付していただくことになります。なお、相続放棄された場合は課税課までお問い合わせください。

## ◎市・府民税が課税されない人

### ○所得割も均等割も課税されない人

- ①令和5年1月1日時点で、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の
- ③前年の合計所得金額が以下の計算で求めた額以下の  
 $35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 10\text{万円} + 21\text{万円}$  ※ただし、扶養がない場合は21万円を加算しない

### ○所得割が課税されない人

- 前年の総所得金額等が以下の計算で求めた額以下の  
 $35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$  ※ただし、扶養がない場合は32万円を加算しない

## ○所得の種類

総合課税	①給与所得	会社員等の給与など	⑤不動産所得	地代・家賃・権利金など
	②営業等所得	営業等・農業をしている場合に生じる所得	⑥利子所得	預貯金や公社債などの利子
	③農業所得	生じる所得	⑦配当所得	株式の配当など
	④公的年金等	公的年金など	⑧総合譲渡所得	土地・家屋・株式以外の資産を売った場合に生じる所得
分離課税	④雑所得	業務	⑨一時所得	生命保険の満期返戻金など
		原稿料・講演料など	⑩上場株式等の配当所得等	上場株式等の配当など
		その他	⑪先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など
	⑩分離短期・長期譲渡所得	土地・家屋などの資産を売った場合に生じる所得	⑫山林所得	山林の伐採・譲渡による所得
⑪株式等の譲渡所得	株式等を売った場合に生じる所得			

## 給与所得計算表

給与収入	給与所得
0円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4 $\times 2.4 + 100,000\text{円}$
1,800,000円～3,599,999円	$\times 2.8 - 80,000\text{円}$
3,600,000円～6,599,999円	$\times 3.2 - 440,000\text{円}$
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×90% - 1,100,000円
8,500,000円～	給与収入-1,950,000円

## 公的年金等所得計算表

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額(A)
65歳未満 (S33.1.2) （以降生まれ）	130万円未満	収入 - 600,000円
	130万円以上410万円未満	収入×75% - 275,000円
	410万円以上770万円未満	収入×85% - 685,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入×95% - 1,455,000円
65歳以上 (S33.1.1) （以前生まれ）	1,000万円以上	収入 - 1,955,000円
65歳以上 (S33.1.1) （以前生まれ）	330万円未満	収入 - 1,100,000円
	330万円以上410万円未満	収入×75% - 275,000円
	410万円以上770万円未満	収入×85% - 685,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入×95% - 1,455,000円
1,000万円以上	1,000万円以上	収入 - 1,955,000円

※公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は(A)-10万円、2,000万円超の場合は(A)-20万円を公的年金に係る雑所得金額とする

## ○所得金額調整控除

(1)給与等の収入が850万円を超え、以下ア～ウのいずれかに該当する場合、所得金額調整控除を給与所得から控除します（最大控除額15万円）。

ア 特別障害者 イ 23歳未満の扶養親族を有する ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する所得金額調整控除=〔給与等の収入額（1,000万円超の場合は1,000万円）-850万円〕×10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円超の場合、所得金額調整控除を給与所得から控除します（最大控除額10万円）。

所得金額調整控除=〔給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）〕-10万円

※(1)の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

## ◎所得控除額

社会保険料		支払保険料の全額	
小規模企業共済等掛金		支払掛金の全額	
一般・個人年金それぞれ計算			
旧契約 平成 23 年 12 月 31 日 以前の契約	年間の支払保険料等	控除額	
	15,000 円以下	支払額の全額	
	15,000 円超 40,000 円以下	支払額 × 1/2 + 7,500 円	
	40,000 円超 70,000 円以下	支払額 × 1/4 + 17,500 円	
	70,000 円超	35,000 円	
	一般・個人年金・介護医療それぞれ計算		
生命保険料 平成 24 年 1 月 1 日 以降の契約	年間の支払保険料等	控除額	
	12,000 円以下	支払額の全額	
	12,000 円超 32,000 円以下	支払額 × 1/2 + 6,000 円	
	32,000 円超 56,000 円以下	支払額 × 1/4 + 14,000 円	
	56,000 円超	28,000 円	
	◎ 一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それ respective 上記により計算した控除額の合計額（上限額 70,000 円）		
◎ 一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方に おいて控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記により計算した控除額の合計額（上限額 28,000 円）			
※ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用			
基礎	合計所得金額	控除額	
	2,400 万円以下	430,000 円	
	2,400 万円超 2,450 万円以下	290,000 円	
	2,450 万円超 2,500 万円以下	150,000 円	

配偶者控除・配偶者特別控除		本人の合計所得金額			
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者控除	一般配偶者	33 万円	22 万円	11 万円	適用不可 ※ 適用不可
	老人配偶者	38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者との合計所得金額	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円		
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
	133 万円超				
		適用不可			

※配偶者控除は適用されないが「同一生計配偶者」として扶養の人数に含む

## ◎調整控除額

所得税と市・府民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市・府民税所得割額から以下の額が控除されます。

- (1)課税される所得金額が  
200 万円以下の場合 → ① 人的控除差の合計額  
② 課税所得金額 } いずれか小さい金額 × 5% (市 3%・府 2%)
- (2)課税される所得金額が  
200 万円超の場合 → ① 人的控除差の合計額 - (課税所得金額 - 200 万円) × 5% (市 3%・府 2%)  
② ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円とします

※合計所得金額が 2,500 万円超の場合は調整控除の適用はありません。

※分離課税の所得割額には調整控除の適用はありません。

## <人的控除差の一覧>

種類	差	種類		差
		勤労学生控除	基礎控除	
障害者控除	その他 1 万円	勤労学生控除	1 万円	
	特 別 10 万円	一 般 5 万円		
	同居特別 22 万円	特 定 18 万円		
寡婦控除	1 万円	老 人 10 万円		
ひとり親控除	父 1 万円	同居老親等 13 万円		
	母 5 万円	基礎控除 5 万円		

種類	差	本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
	老 人	10 万円	6 万円	3 万円
配偶者特別控除	48 万円超 50 万円以下	5 万円	4 万円	2 万円
	50 万円超 55 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

## ◎所得割税率

区 分		市民税	府民税	区 分		市民税	府民税
課税短期 譲渡所得	総所得（総合課税分）・山林所得	6.0%	4.0%	課税長期 譲渡所得	一般分（一般の譲渡）	3.0%	2.0%
	一般分（一般の譲渡）	5.4%	3.6%		特定分（優良住宅地の譲渡）	2,000 万円以下	2.4% 1.6%
	軽減分（国等に対する譲渡）	3.0%	2.0%		2,000 万円を超える部分	3.0%	2.0%
	一般分	3.0%	2.0%	軽課分 （居住用財産の譲渡）	6,000 万円以下	2.4% 1.6%	
	上場分	3.0%	2.0%		6,000 万円を超える部分	3.0%	2.0%
	上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%		先物取引所得	3.0%	2.0%

## ◎配当控除額

各種配当所得から一定の割合を乗じた金額が所得割から差し引かれます。ただし、上場株式等の配当所得等で申告分離課税を選択した場合や市・府民税の申告不要制度を選択した場合は配当控除の適用はありません。

## ◎住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年 12 月 31 日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、以下の①と②のいずれか小さい額を所得割額から控除します。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の 5%（上限額 97,500 円）

※居住開始年月日が平成 26 年 4 月～令和 4 年 12 月で消費税率 8% 又は 10% で住宅を購入した場合（★）、所得税の課税総所得金額等の 7%（上限額 136,500 円）

★居住開始年月日が令和 4 年中の場合は、一定の期間（注文住宅は令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月、その他の住宅は令和 2 年 12 月～令和 3 年 11 月）に契約している場合に限ります。

## ◎寄附金税額控除

前年中に以下①～③の寄附金を支出し、合計額（寄附金合計額が総所得金額等の合計額の 30% 超の場合は当該 30% に相当する額）が 2,000 円超の場合には、その超える額を一定上限額まで所得割額から控除します。

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）

②住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は本市の条例で定めるもの

(a) 基本控除 (寄附金合計額 - 2,000 円) × 10% (市 6%・府 4%)  
※総所得金額等の 30% が上限

(b) 特例控除 (寄附金 - 2,000 円) × (90% - (右欄の割合) × 1.021)  
※市・府民税所得割の 20% が上限

※上記の(a)が税額控除額となります。ただし、ふるさと納税分は、(a)と(b)の合計額が税額控除額となります。

課税総所得金額一人の控除差調整額	割合
195 万円以下	5%
195 万円超 330 万円以下	10%
330 万円超 695 万円以下	20%
695 万円超 900 万円以下	23%
900 万円超 1,800 万円以下	33%
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%
4,000 万円超	45%

## ◎配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

配当割額、株式等譲渡所得割額を源泉徴収されている旨の申告がある場合は、その配当割額等を税額控除後の市・府民税から控除します。ただし、上場株式等の配当及び上場株式等譲渡所得を申告した場合は、扶養控除等を判定する所得に含まれることになります。

## ◎スマートフォン・パソコンからクレジットカード納付ができます（納付書同封の場合のみ）

※クレジットカード納付には F-RGEI 公金支払いシステム利用料が加算されます。  
※これまで通り、銀行窓口、コンビニ、口座振替での納付も可能です。

エルキュー・アール（地方税統一 QR コード）を活用して納税が始めました。

地方税お支払いサイトから納付書の eL-QR を読み取るか、  
エル番号を入力することで、クレジットカードやインターネットバンキングなどによる納付が可能です。スマートフォン決済アプリ納付はアプリから eL-QR を読み取ってください。

詳細は地方税お支払いサイトでご確認ください。

納税に関するお問い合わせ先

総務部納税課 072-754-6225（直通）

